

地球にやさしい青森県行動プラン行動・点検マニュアルⅠの別冊

## 判断基準 別表

制定	平成12年9月27日
改定	平成14年3月22日
改定	平成15年3月20日
改定	平成16年3月25日
改定	平成17年3月31日
改定	平成18年3月31日
改定	平成19年3月30日
改定	平成20年3月31日
改定	平成21年3月31日

－ 目 次 －

分野	品目名	ページ
3 オフィス家具等	オフィス家具等	1
4 O A 機器	(1) コピー機等	2
	(2) 電子計算機	6
	(3) プリンタ等	6
	(4) ファクシミリ	9
	(5) スキャナ	10
	(6) 磁気ディスク装置	11
	(7) ディスプレイ	11
	(8) シュレッダー	12
	(9) デジタル印刷機	12
	(10) 一次電池	13
	(11) カートリッジ等	14
5 移動電話	移動電話	14
6 家電製品	(1) 電気冷蔵庫等	15
	(2) テレビジョン受信機	16
	(3) 電気便座	18
	(4) 電子レンジ	19

分野	品目名	ページ
7 エアコンディショナー等	(1) エアコンディショナー	20
	(2) ガスヒートポンプ式冷暖房機	21
	(3) ストーブ	22
8 温水器等	(1) ガス温水機器	22
	(2) 石油温水機器	23
	(3) ガス調理機器	24
9 照明	照明器具	25
10 自動車等	自動車	26
16 設備	太陽光発電機器	29
18 公共工事	公共工事	30
19 役務	(1) 省エネルギー診断	47
	(2) 印刷	47
	(3) 自動車整備	48
	(4) 庁舎管理等	49
	(5) 清掃	54
	(6) 輸配送	55
	(7) 旅客輸送	56

### 3 オフィス家具等

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基 準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・ 分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。 その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

#### 4 ○A 機器

##### (1) コピー機等

表 1 コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度 (CPM: 1分 当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A 4 機	B 4 機	A 3 機	A 3 Y 機	
0 < CPM ≤ 10	≤ 11	◆	◆	◆	推奨
10 < CPM ≤ 20	≤ 17	◆	≤ 55	◆	
20 < CPM ≤ 30	≤ 69	◆	≤ 99	◆	必須
30 < CPM ≤ 40	◆	◆	≤ 125	◆	
40 < CPM ≤ 50	◆	◆	≤ 176	◆	
50 < CPM ≤ 60	◆	◆	≤ 205	◆	
60 < CPM ≤ 70	◆	◆	≤ 257	◆	
70 < CPM ≤ 80	◆	◆	≤ 286	◆	
80 < CPM ≤ 85	◆	◆	≤ 369	≤ 483	

- 備考) 1 「A4機」「B4機」「A3機」及び「A3Y機」とはそれぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2-2及び表6において同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2-2及び表6において同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2-2及び表6において同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定法についてはエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく経済産業省告示第49号（平成18年3月29日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 2-1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM: 1分当 たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0 < CPM ≤ 20	—	—	—	≤ 5W	≤ 30分	推奨
20 < CPM ≤ 44	≤ 3.85 × CPM + 5W	≤ 15分	≤ 30秒	≤ 15W	≤ 60分	必須
44 < CPM	≤ 3.85 × CPM + 5W	≤ 15分	≤ 30秒 (推奨)	≤ 20W	≤ 90分	必須

備考)

- 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数 (CPM) をいう。以下表3-2において同じ。両面コピーについては、コピー枚数を2枚と計算する。大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ① A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。
  - ② A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。
  - ③ A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。
- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3-2、表4-2、表5、表6及び表7において同じ。
  - 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3-2、表6及び表7において同じ。
  - 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタートプログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。以下表3-2、表4-2、表5、表6及び表7において同じ。
  - 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3-2、表6及び表7において同じ。

表2-2 カラーコピー機能を有する拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$ipm \leq 19$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$	推奨
$19 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$	必須
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$	

表3-1 大判コピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間		スリープ時 消費電力
	大判コピー機	大判複合機	
$ipm \leq 30$	30分	30分	58W
$30 < ipm \leq 50$		60分	
$50 < ipm$	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、「エネルギースタート画像機器の動作モード試験方法」による。
  - 3 スリープ時の消費電力の基準には、表3-3の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。

表3-2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度(CPM:1分当 たりのコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への移行時間	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への移行時間
$0 < CPM \leq 40$	—	—	—	$\leq 10W$	$\leq 30分$
$40 < CPM$	$\leq 3.85 \times CPM + 5W$	$\leq 15分$	$\leq 30秒$ (推奨)	$\leq 20W$	$\leq 90分$

表 3-3 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード / カラ / 記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ (外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 技術を使用するランプ (ランプ サイズ) 又は採用されているランプ / 電球の数に関係なく1つのランプにつき1回適用される)	—	2.0
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ 技術を使用するランプ (ランプ サイズ) 又は採用されているランプ / 電球の数に関係なく1つのランプにつき1回適用される)	—	0.5
PCがないと印刷 / 複写 / スキャンができない、PCを基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GBごとに1.0W
電源装置の定格出力 / PSOR (電源装置の製造事業者が規定する内部 / 外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR > 10Wの場合 0.05 × (PSOR - 10W)

備考) 「第 1 許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第 2 許容値」とは、画像製品のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

表 4-1 複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)	両面コピー 機能
$ipm \leq 20$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$	推奨
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$	
$24 < ipm \leq 69$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$	必須
$69 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$	

備考)

- 1 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表4-2及び表4-3において同じ。
- 2 「推奨」とは両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表4-2及び表4-3において同じ。
- 3 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表4-2及び表4-3において同じ。

表 4-2 リユースに配慮した複合機 (カラーコピー機能を有するものを含む) に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間	両面コピー機能
$0 < ipm \leq 10$	—	—	$\leq 25W$	$\leq 15分$	推奨
$10 < ipm \leq 20$	—	—	$\leq 70W$	$\leq 30分$	推奨
$20 < ipm \leq 44$	$\leq 3.85 \times ipm + 50W$	$\leq 30秒$	$\leq 80W$	$\leq 60分$	必須
$44 < ipm \leq 100$	$\leq 3.85 \times ipm + 50W$	$\leq 30秒$ (推奨)	$\leq 95W$	$\leq 90分$	必須
$100 < ipm$	$\leq 3.85 \times ipm + 50W$	$\leq 30秒$ (推奨)	$\leq 105W$	$\leq 120分$	必須

備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5について同じ。

- 2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5において同じ。
- 3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から表7において同じ。

表4-3 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度(ipm:1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の基準(kWh/週)	両面コピー機能
$ipm \leq 19$	$\leq 0.20 \times ipm + 5$	推奨
$19 < ipm \leq 32$	$\leq 0.20 \times ipm + 5$	必須
$32 < ipm \leq 61$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$	
$61 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 25$	

表5 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 70W$	$\leq 30分$
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 50W$	$\leq 30秒$ (推奨)	$\leq 105W$	$\leq 90分$

表6 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm:1分当たりの画像出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
$0 < ipm \leq 10$	—	—	$\leq 5W$	$\leq 15分$	推奨
$10 < ipm \leq 20$	—	—	$\leq 5W$	$\leq 30分$	推奨
$20 < ipm \leq 44$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	$\leq 30秒$	$\leq 15W$	$\leq 60分$	必須
$44 < ipm \leq 100$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	$\leq 30秒$ (推奨)	$\leq 20W$	$\leq 90分$	必須
$100 < ipm$	$\leq 3.85 \times ipm + 5W$	$\leq 30秒$ (推奨)	$\leq 20W$	$\leq 120分$	必須

表7 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm:1分当たりの画像出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
$0 < ipm \leq 40$	—	—	$\leq 65W$	$\leq 30分$
$40 < ipm$	$\leq 4.85 \times ipm + 45W$	—	$\leq 100W$	$\leq 90分$

(2) 電子計算機

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率	区 分			基準エネルギー消費効率
電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量		電子計算機の種別	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64本以上		3.1	クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2本以上4本未満	6GB未満	0.027
	8本以上64本未満		0.079	クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの	2本未満	2GB以上6GB未満	0.0048
	4本以上8本未満	16GB以上	0.071			2GB未満	0.0038
		16GB未満	0.068	クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの	1GB以上6GB未満	0.0026	
	4本未満	16GB以上	0.053		1GB未満	0.0022	
		4GB以上16GB未満	0.039				
		2GB以上4GB未満	0.024				
		2GB未満	0.016				

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とはクライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであってグラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

4 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって、主記憶容量が6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第50号(平成18年3月29日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(3) プリンタ等

表1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
ipm ≤ 12	≤ 1.5
12 < ipm ≤ 50	≤ 0.20 × ipm - 1
50 < ipm	≤ 0.80 × ipm - 31

備考) 1 「画像再生速度」とはあらかじめ設定された解像度において1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。一画像はA4サイズ又は8.5"×11"サイズの用紙に各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を1行とした白黒画像とする。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。

2 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表1-2、表2-1及び表2-2において同じ。



表 1-2 モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 20$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$
$20 < ipm \leq 69$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$
$69 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$

表 2-1 カラープリンタに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$

表 2-2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 32$	$\leq 0.20 \times ipm + 5$
$32 < ipm \leq 61$	$\leq 0.44 \times ipm - 2.8$
$61 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 25$

表 3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準 (備考)

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力	
$ipm \leq 10$	5分	$\leq 3W$	1 「スリープ」とは電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に電力節減状態をいう。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。 2 スリープ時消費電力の基準には表6の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-1及び表5-2において同じ。 3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。
$10 < ipm \leq 20$	15分		
$20 < ipm \leq 30$	30分		
$30 < ipm$	60分		

表 4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度(ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
$ipm \leq 10$	5分	$\leq 6W$
$10 < ipm \leq 20$	15分	
$20 < ipm \leq 30$	30分	
$30 < ipm$	60分	

表5-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度(ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm ≤ 30	30分	≤ 13W
30 < ipm	60分	

表5-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

画像再生速度(ipm:1分当たりの画像出力枚数)	スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
ipm ≤ 30	30分	≤ 54W
30 < ipm	60分	

表6 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値(W)	第2許容値(W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置(カード/カメラ/記憶装置等)が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ(外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯(CCLF)技術を使用するスキャナ(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0
冷陰極蛍光灯(CCLF)以外のランプ技術を使用するスキャナ(ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PCがないと印刷/複写/スキャンができないPCを基本とするシステム(通常単独で行う基本機能(ページレンダリング等)の実行において重要なリソース(メモリやデータ処理等)を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム(対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量(データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GBごとに1.0W
電源装置の定格出力/PSOR(電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10Wの場合 0.05×(PSOR-10W)

備考)「第1許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

#### (4) ファクシミリ

表1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の 基準 (kWh/週)
$ipm \leq 12$	$\leq 1.5$
$12 < ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm - 1$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 31$

備考)

- 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度において、1分当たりの白黒画像の出力枚数 (ipm) をいう。一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズの用紙に、各辺からの余白を1インチ (2.54cm)、使用フォントを12pt、行間を1行とした白黒画像とする。以下表2において同じ。
- 標準消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の標準消費電力試験方法」による。以下表2において同じ。

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

画像再生速度 (ipm: 1分 当たりの画像出力枚数)	標準消費電力の基準 (kWh/週)
$ipm \leq 50$	$\leq 0.20 \times ipm + 2$
$50 < ipm$	$\leq 0.80 \times ipm - 28$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
5分	$\leq 3W$

- スリープとは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- スリープ時消費電力の基準には、表4の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いる。
- 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表4 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ (外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PCがないと印刷/複写/スキャンができない、PCを基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GBごとに1.0W
電源装置の定格出力/PSOR (電源装置の製造事業者が規定する内部/外部電源装置の定格直流出力に基づく。スキャナには適用されない)	—	PSOR>10Wの場合0.05×(PSOR-10W)

備考) 「第1許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(5) スキャナ

表 1 スキャナに係るスリープ移行時間、消費電力の基準

スリープへの移行時間	スリープ時消費電力
≤15分	≤5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。  
 2 スリープ時消費電力の基準には、表 2 の追加機能の種類に対応する許容値の合計値を基準適合判断に用いるものとする。  
 3 消費電力の測定方法については、「エネルギースター画像機器の動作モード試験方法」による。

表 2 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が20MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が20MHz以上500MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が500MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード/カメラ/記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部ストレージドライブ (外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	2.0
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 以外のランプ技術を使用するスキャナ (ランプサイズ又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1つのスキャナにつき1回適用される)	—	0.5
PCがないと印刷/複写/スキャンができない、PCを基本とするシステム (通常単独で行う基本機能 (ページレンダリング等) の実行において、重要なリソース (メモリやデータ処理等) を外部コンピュータに依存する場合に適用される)	—	-0.5
コードレス電話用通信システム (対応可能なコードレス電話機数に関係なく1回のみ適用される)	—	0.8
内部メモリ容量 (データ保存用内部メモリの全容量が対象であり、許容値は容量の大きさに応じる)	—	1GBごとに1.0W

備考) 「第 1 許容値」とは、画像製品のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第 2 許容値」とは、画像製品のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(6) 磁気ディスク装置

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.3)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.4)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
サブシステム		$E = \text{Exp}(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$

- 備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。  
 2 lnは底をeとする対数を表す。  
 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第51号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(7) ディスプレイ

表 ディスプレイに係るオンモード消費電力等の基準

オンモード（稼働時）消費電力	移行時間	スリープモード消費電力	オフモード消費電力
≤23W（1メガピクセル未満） ≤28W（1メガピクセル以上）	≤30分	≤2W	≤1W

- 備考)
- 「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切り上げるものとする。
  - 「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。
  - 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態であり、ユーザー又はコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
  - 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザー又はコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
  - 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。
  - ディスプレイの消費電力が常に表に掲げるスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、スリープモードを経ず、直接オフモードに移行してもよい。

(8) シュレッター

表 シュレッターに係る待機電力の基準

区 分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W未満	有／無	<2.5W
100W以上500W未満	有	<3.0W
	無	<2.0W

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

(9) デジタル印刷機

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A 3 対応機		B 4 対応機、A 4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とはパソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A 3 対応機」、「B 4 対応機」、「A 4 対応機」とは、次による。  
 A 3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ287mm、409mm以上のもの  
 B 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ250mm、353mm以上のもの  
 A 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ204mm、288mm以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。 $E = (A + 7 \times B) / 8$

A：機械立ち上げ時の1時間における消費電力量 (Wh)

- ・電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の1時間における消費電力量 (Wh)

- ・Aの測定終了後1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、Bの測定条件

- ① 1版当たりの印刷枚数 200枚／版
- ② 1時間の製版枚数 2版／時
- ③ 1時間の印刷枚数 400枚／時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A4、画像面積比率4～7%
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m<sup>2</sup>の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度：21±3℃／湿度：65±10% 測定前に12時間以上放置
- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。
- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(10) 一次電池

表 一次電池に係る最低平均持続時間又は最小平均持続時間

形状の通称 (寸法：高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最小平均持続時間	
		初 度	12か月貯蔵後及び使用推奨期間内
単1形 (61.5mm・34.2mm)	2.2	810分	725分
	10	81時間	72時間
	2.2	15時間	13時間
	1.5	450分	405分
	600mA(放電電流)	11時間	9.5時間
単2形 (50.0mm・26.2mm)	3.9	770分	690分
	20	77時間	69時間
	3.9	12時間	10時間
	400mA(放電電流)	8.0時間	7.0時間
単3形 (50.5mm・14.5mm)	43	60時間	54時間
	3.9	4.0時間	3.6時間
	10	11.5時間	10.0時間
	1000mA(放電電流)	200回	180回
	24	31時間	27時間
	250mA(放電電流)	4.5時間	4.0時間
単4形 (44.5mm・10.5mm)	5.1	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	10	5.0時間	4.5時間
	75	44時間	39時間
	600mA(放電電流)	140回	125回

## (11) カートリッジ等

別表1 特定の芳香族アミン

化学物質名		CAS No.	化学物質名		CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1	12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
2	ベンジジン	92-87-5	13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2	14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
4	2-ナフチルアミン	91-59-8	15	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3	16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8	17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8	18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4	19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1	21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4	22	4-アミノアゾベンゼン	60-90-3

## 5 移動電話

移動電話（携帯電話・PHS）

表 移動電話に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。 複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。 製品の筐体を使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。	



## 6 家電製品

### (1) 電気冷蔵庫等

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分				基準エネルギー消費効率算定式
種 別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300リットル超	1枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E及び $V_1$ 、 $V_2$ は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

$V_1$ ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプの場合は2.20を、ツースター室タイプの場合は1.87を、ワンスター室タイプのものにあつては1.54を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

$V_2$ ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては2.20を、ツースター室タイプのものにあつては1.87を、ワンスター室タイプのものにあつては1.54を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第286号（平成18年9月19日）の「2エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第287号（平成18年9月19日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) テレビジョン受信機

表1 ブラウン管テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

区 分					基準エネルギー消費効率算定式
走査方式	アスペクト比	偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+32$
				VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=2.5 \times S+60$
			フラット型	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S+42$
			VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=2.5 \times S+70$	
		100度超のもの	フラット型以外	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S- 4$
			VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+24$	
	16:9	フラット型以外	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S-11$	
			VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+17$	
			VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+ 6$	
		VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+13$		
		VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+59$		
		フラット型	VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S- 1$	
VTR(又はDVD)内蔵のもの	$E=5.1 \times S+27$				
VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S+16$				
VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S+23$				
VTR(又はDVD)内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S+69$				
倍速走査方式のもの			アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S+72$	
			アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S+41$	

- 備考) 1 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。以下表2及び表3において同じ。
- 2 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。
- 3 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。
- 4 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。
- 5 E及びSは次の数値を表すものとする。以下表2及び表3において同じ。 E: 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年) S: 受信機型サイズ
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第48号(平成18年3月29日)の「2エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2及び表3において同じ。

表2 液晶テレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式

アスペクト比	画素数	区分			基準エネルギー消費効率又は算定式					
		受信機型サイズ	機能	付加価値						
4:3	垂直方向の画素数が650未満	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=44					
				付加機能を1つ有するもの	E=58					
			付加機能を2つ有するもの	E=72						
			DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=58					
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=5.9×S-45					
				付加機能を1つ有するもの	E=5.9×S-31					
			付加機能を2つ有するもの	E=5.9×S-16						
			DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=5.9×S-31					
	垂直方向の画素数が650以上	15V型未満	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=49					
				付加機能を1つ有するもの	E=64					
			付加機能を2つ有するもの	E=78						
			DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=59					
		15V型以上	DVD再生機能のみ有するもの以外のもの	下記以外のもの	E=5.4×S-32					
				付加機能を1つ有するもの	E=5.4×S-17					
			付加機能を2つ有するもの	E=5.4×S-3						
			DVD再生機能のみ有するもの	下記以外のもの	E=5.4×S-22					
16:9	垂直方向の画素数が650未満			アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	E=8.1×S-86					
				付加機能を1つ有するもの	E=8.1×S-72					
				付加機能を2つ有するもの	E=8.1×S-58					
				デジタル放送受信可能で下記以外のもの	E=7.5×S-45					
				付加機能を1つ有するもの	E=7.5×S-31					
				付加機能を2つ有するもの	E=7.5×S-17					
				付加機能を3つ有するもの	E=7.5×S-3					
				垂直方向の画素数が650以上1080未満				アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	E=8.1×S-66	
								付加機能を1つ有するもの	E=8.1×S-52	
	付加機能を2つ有するもの	E=8.1×S-38								
	デジタル放送受信可能で下記以外のもの	E=7.5×S-40								
	付加機能を1つ有するもの	E=7.5×S-25								
	付加機能を2つ有するもの	E=7.5×S-11								
	付加機能を3つ有するもの	E=7.5×S+3								
	垂直方向の画素数が1080以上								下記以外のもの	E=8.9×S-55
									付加機能を1つ有するもの	E=8.9×S-41
				付加機能を2つ有するもの	E=8.9×S-26					
				付加機能を3つ有するもの	E=8.9×S-12					

備考)

- 1 「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。
- 2 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

表3 プラズマテレビに係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率算定式	区 分		基準エネルギー消費効率算定式
受信機型サイズ	付 加 価 値		受信機型サイズ	付 加 価 値	
43V型未満	下記以外のもの	$E=7.9 \times S+30$	43V型以上	下記以外のもの	$E=15.9 \times S-314$
	付加機能を1つ有するもの	$E=7.9 \times S+44$		付加機能を1つ有するもの	$E=15.9 \times S-300$
	付加機能を2つ有するもの	$E=7.9 \times S+58$		付加機能を2つ有するもの	$E=15.9 \times S-286$
	付加機能を3つ有するもの	$E=7.9 \times S+73$		付加機能を3つ有するもの	$E=15.9 \times S-272$

備考) 「付加機能」とは、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

(3) 電気便座

表1 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座(洗浄機能無し)		141
温水洗浄便座 (洗浄機能有り)	貯湯式(貯湯タンク有り)	183
	瞬間式(貯湯タンク無し)	135

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第288号(平成19年11月26日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区分	基準エネルギー消費効率又はその算定式
暖房便座	162
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	189
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P = 38.3 \times L + 243$

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

3 P及びLは、次の数値を表すものとする。

P: 基準エネルギー消費効率(単位: kWh/年)

L: 貯湯量(貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。)(単位: L)

1 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第59号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(4) 電子レンジ

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

機 能	区 分		基準エネルギー消費効率
	加熱方式	庫内容積	
オープン機能を有するもの以外 (単機能レンジ)			60.1
オープン機能を有するもの (オープンレンジ)	ヒーターの露出があるもの (熱風循環加熱方式のものを除く。)	30L未満のもの	73.4
		30L以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外 (熱風循環加熱方式のものを除く。)	30L未満のもの	70.4
		30L以上のもの	79.6
熱風循環加熱方式のもの		73.5	

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく電気機械器具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第63号（平成18年3月29日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## 7 エアコンディショナー等

### (1) エアコンディショナー

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW超 4.0kW以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

備考)

- 1 「室内機の寸法タイプ」とは室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとしそれ以外を寸法フリータイプとする。
- 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第285号（平成18年9月19日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		冷房能力	基準エネルギー消費効率
ユニットの形態			
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの			2.85
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	2.5kW以下	2.5kW超3.2kW以下	5.27
	3.2kW超4.0kW以下	4.0kW超7.1kW以下	4.90
	7.1kW超		3.65
			3.17
直吹き形でその他のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	2.5kW以下	2.5kW超3.2kW以下	3.96
	3.2kW超4.0kW以下	4.0kW超7.1kW以下	3.96
	7.1kW超		3.20
			3.12
ダクト接続形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	4.0kW以下	4.0kW超7.1kW以下	3.02
	7.1kW超		3.02
			3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	4.0kW超7.1kW以下	4.12
	7.1kW超		3.23
			3.07

備考)

- 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表3において同じ。
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表3において同じ。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第285号（平成18年9月19日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。以下表3において同じ。

表3 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率	区 分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力		ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67	ダクト接続形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	4.0kW以下	2.72
				4.0kW超7.1kW以下	2.71
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	2.5kW以下	3.64	マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	7.1kW超	2.71
	2.5kW超3.2kW以下	3.64		4.0kW以下	3.23
	3.2kW超4.0kW以下	3.08		4.0kW超7.1kW以下	3.23
	4.0kW超7.1kW以下	2.91		7.1kW超	2.47
	7.1kW超	2.81			
直吹き形でその他のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	4.0kW以下	2.88			
	4.0kW超7.1kW以下	2.85			
	7.1kW超	2.85			

(2) ガスヒートポンプ式冷暖房機

表 ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS適合機種	期間成績係数 (APF)	1.42
JIS適合外機種	一次エネルギー換算成績係数 (COP)	1.15

備考) 1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1による。

2 一次エネルギー換算成績係数 (COP) の算出方法については次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP : 一次エネルギー換算成績係数

C<sub>c</sub> : 冷房標準能力 (単位 : kW)

E<sub>gc</sub> : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)

E<sub>ec</sub> : 冷房消費電力 (単位 : kW) を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

C<sub>h</sub> : 暖房標準能力 (単位 : kW)

E<sub>gh</sub> : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)

E<sub>eh</sub> : 暖房消費電力 (単位 : kW) を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、JIS B 8627-2又はB 8627-3の規定する方法により測定する。

4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

(3) ストープ

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第55号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

給排気方式	区分		基準エネルギー消費効率又はその算定式
	伝熱方式		
密閉式	自然対流式		83.5
	強制対流式		86.0
半密閉式	放射式		69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L/h以下のもの		67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L/hを超えるもの		$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考)

- 1 E及びLは、次の数値を表す。  
 E: 基準エネルギー消費効率(単位:%)  
 L: 最大燃料消費量(単位:L/h)

8 温水器等

(1) ガス温水器

表 ガス温水器に係る基準エネルギー消費効率

ガス温水器の種類別	区分			基準エネルギー消費効率
	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま(給湯付のもの以外)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)	75.5
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
			強制循環式	77.0
ガスふろがま(給湯付のもの)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)	78.0
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	77.0
			屋外式	78.9
	強制通気式	自然循環式		76.1
			強制循環式	78.8
			屋外式以外のもの	78.8
		屋外式	80.4	
ガス暖房機器(給湯付のもの以外)				83.4
ガス暖房機器(給湯付のもの)				83.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第57号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。



(2) 石油温水機器

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

用途	区分		基準エネルギー消費効率
	加熱形態	給排気方式又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン-オフ制御	87.0
		オン-オフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

備考)

- 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（JIS S3031に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が200秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オン-オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第58号（平成18年3月29日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(3) ガス調理機器

表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

ガス調理機器の種別	区分		こんろ部 基準エネルギー 消費効率
	設置形態	バーナー の数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付 こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考)

- 「ガスレンジ」とはガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の「3エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分	グリル部 基準エネルギー 消費効率の算定式	
		燃焼方式
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

備考

- E及びVgは、次の数値を表すものとする。  
E：グリル部基準エネルギー消費効率（単位：Wh） Vg：庫内容積（単位：L）
- 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表3 ガス調理機器のオープン部（ガスオーブンを含む）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部基準 エネルギー消費 効率の算定式
卓上又は 据置形	$E=18.6Vo+306$
組込形	$E=18.6Vo+83.3$

備考)

- E及びVoは次の数値を表すものとする。E：オープン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh） Vo：庫内容積（単位：L）
- 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

9 照明  
照明器具

表 蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形110形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形40形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
3 直管形40形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
4 直管形20形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形20形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考)

- 「直管形110形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。
- 「直管形40形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、36形及び55形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。
- 「ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7601（蛍光灯（一般照明用））箇条4「形式及び種別」に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光灯ランプにあつては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
- エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第47号（平成18年3月29日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

10 自動車等

自動車

表1 ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上

表2 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表3 ディーゼル自動車に係る排出ガス基準（JC08モード）

区 分	粒子状物質	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素
乗用車・軽量車	0.005g/km以下	0.08g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下
中量車	0.007g/km以下	0.15g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下

表4 ディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値	区 分	燃費基準値
車両重量が 601kg未満	24.8km/L以上	車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	15.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	24.0km/L以上	車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	14.5km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	23.1km/L以上	車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	13.4km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	22.9km/L以上	車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	12.2km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	22.6km/L以上	車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	11.2km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	20.6km/L以上	車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	10.3km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	18.9km/L以上	車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	9.6km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	17.4km/L以上	車両重量が2,271kg以上	8.1km/L以上

表5 ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/L以上	
			構造B	17.0km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/L以上	
			構造B	16.7km/L以上	
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	18.9km/L以上	
			構造B	16.2km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	16.5km/L以上	
			構造B	15.5km/L以上	
828kg以上			15.5km/L以上		
			14.9km/L以上		
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上	
		1,016kg以上		15.7km/L以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上	
		1,016kg以上		13.8km/L以上	
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上	
		1,266kg以上1,516kg未満	構造B	12.3km/L以上	
					10.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上			9.3km/L以上
		1,266kg未満	構造A	12.5km/L以上	
			構造B	11.2km/L以上	
1,266kg以上			10.3km/L以上		

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表6及び7について同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下表6及び7について同じ。

3 「構造B1」とは、構造Bのうち備考1ロに掲げる要件に該当する構造をいう。表6について同じ。

4 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。表6について同じ。

表6 ディーゼル貨物車に係るJC08モード燃費基準

自動車の種別	変速装置の方式	区 分		燃費基準値
		車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手動式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
車両総重量が 1.7t超 3.5t以下のもの	手動式	1,196kg以上		16.2km/L以上
		1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
構造B2	11.2km/L以上			
2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上		
	構造B2	11.1km/L以上		
車両総重量が 1.7t超 3.5t以下のもの	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上		
	構造B2	8.8km/L以上		

表7 LPガス貨物車に係る10・15モード燃費基準

自動車の種別	変速装置の方式	区 分		燃費基準値	
		車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上	
			構造B	13.3km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上	
			構造B	13.1km/L以上	
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上	
			構造B	12.7km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上	
			構造B	12.1km/L以上	
車両総重量が 1.7t以下 のもの	手動式	1,016kg未満		13.9km/L以上	
			1,016kg以上	12.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上	
			1,016kg以上	10.8km/L以上	
	手動式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上	
			構造B	9.6km/L以上	
		1,266kg以上 1,516kg未満		8.4km/L以上	
			1,516kg以上	7.3km/L以上	
		手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
				構造B	8.8km/L以上
			1,266kg以上		8.1km/L以上

16 設備  
太陽光発電機器

別表 1

太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池 モジュール	発電電力量の 推定方法の提示 (基準状態)	JIS C 8911で規定された基準状態で測定した年 間の推定発電電力量
		算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及び パワーコンディショナの損失等)
	基準状態での発 電電力量が得ら れない条件及び 要因	影の影響、日射条件(モジュールへの影のかか り方や日射条件と発電量の下がり方の対応につ いて、具体的に記載)
		温度の影響(モジュールの温度と発電量の下が り方の対応について具体的に記載)
周辺機器	パワーコンディ ショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統 連結方式等
	接続箱	形式等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、 (有の場合)回収・リサイクル方法
保守点検・ 修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール 及び 周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項等
	保証体制	保証履行期限等

別表 2

太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の 推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件(用いた日射量データ、集熱器及び 蓄熱槽の損失等)
	瞬時瞬間効率40% が得られない条 件及び要因	影の影響、日射条件(集熱器への影のかかり 方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応につ いて、具体的に記載)
		温度の影響(集熱器の温度と集熱効率の下が り方の対応について具体的に記載)
集熱器及び 周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項等
	保守点検	保守点検の条件(点検の頻度等)等
	保証体制	保証条件(修理・交換の対応範囲、内容)、 保証履行期限等

18 公共工事

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品 目 名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物 (※)	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント (※)	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料 (重防食)	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成)	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品) (※)	
		園芸資材	バークたい肥 (※)	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)	
ほたて貝殻を用いた肥料 (※)				

(※)印の品目については、青森県認定リサイクル製品があります。

物品の調達に当たっては、本マニュアルに基づいて環境物品の調達を推進する他、青森県リサイクル製品認定制度により認定された製品について、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第9条第1項の規定により、率先して購入、使用に努めることとされています。

青森県認定リサイクル製品情報は「あおり環境ホームページ～エコ・ナビ・あおり～」[http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/nintei\\_recycle.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/nintei_recycle.html)に掲載しています。



	道路照明	環境配慮型道路照明	
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
	タイル	陶磁器質タイル	
	建具	断熱サッシ・ドア	
	製材等	製材	
		集成材	
		合板	
		単板積層材	
	フローリング	フローリング	
	再生木質ボード	パーティクルボード	
		繊維板	
		木質系セメント板	
	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	変圧器	
	空調用機器	吸収冷温水機	
		水蓄熱式空調機器	
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
		送風機	
		ポンプ	
	配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		水洗式大便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
建設機械	－	排出ガス対策型建設機械	表 3
		低騒音型建設機械	
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表 5
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

(※)印の品目については、青森県認定リサイクル製品があります。

物品の調達に当たっては、本マニュアルに基づいて環境物品の調達を推進する他、青森県リサイクル製品認定制度により認定された製品について、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第9条第1項の規定により、率先して購入、使用に努めることとされています。

青森県認定リサイクル製品情報は「あおり環境ホームページ～エコ・ナビ・あおり～」http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/nintei\_recycle.htmlに掲載しています。

表 2

## 【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。（※）
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。（※）
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。（※）
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。（※）
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。（※）
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。（※）
	再生骨材等	【判断の基準】コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。

（※）鉄鋼スラグ製品は、石灰分が含まれているため、雨水に接するとアルカリ水が出る場合がある等、利用に際して留意すべき事項がある。

このため、鉄鋼スラグ協会においては、「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」<http://www.slg.jp/guide-line/guide-index.htm>に基づき、品質管理や販売方法等の適正化に取り組んでおり、鉄鋼スラグ製品については、「製造元」及び「販売元」を記載することとしている。

よって、使用にあたってはこれらの情報が把握できるものであることが望ましい。

品目分類	品目名	判断の基準等																													
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。																													
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。																													
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。																													
セメント	エコセメント	【判断の基準】 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。 (備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。																													
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 $1 \times 10^{-2}$ cm/sec以上であること。 (備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。																													
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む)</td> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </tbody> </table>	種 類		転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む)	電気炉酸化スラグ																									
種 類																															
転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む)	電気炉酸化スラグ																														
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、1m <sup>3</sup> 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。																													
塗料	下塗用塗料(重防食)	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。																													
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。																													
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	<p>【判断の基準】</p> <p>① 原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合はそれらの材料の合計)使用されていること。ただし再生材料の重量の算定において通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="7">前処理方法によらず対象</td> <td>製紙スラッジ</td> <td rowspan="3">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂(キラ)</td> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> <td>石材屑</td> <td rowspan="2">溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>鑄物砂</td> <td>都市ごみ焼却灰</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	製紙スラッジ	前処理方法によらず対象	無機珪砂(キラ)	アルミスラッジ	鉄鋼スラグ	磨き砂汚泥	非鉄スラグ	石材屑	溶融スラグ化	鑄物砂	都市ごみ焼却灰	陶磁器屑	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	石炭灰	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	建材廃材	湖沼等の汚泥	廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)			
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																												
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	製紙スラッジ	前処理方法によらず対象																												
無機珪砂(キラ)		アルミスラッジ																													
鉄鋼スラグ		磨き砂汚泥																													
非鉄スラグ		石材屑	溶融スラグ化																												
鑄物砂		都市ごみ焼却灰																													
陶磁器屑		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																												
石炭灰		上水道汚泥	前処理方法によらず対象																												
建材廃材	湖沼等の汚泥																														
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)																															

品目分類	品目名	判断の基準等						
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断の基準】</p> <p>① 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③ 再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="884 598 1812 715"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考）判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法							
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化							
下水道汚泥								
園芸資材	パークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物の含有率（乾物） 70%以上</li> <li>・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下</li> <li>・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上</li> <li>・pH 5.5～7.5</li> <li>・水分 55～65%</li> <li>・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない</li> <li>・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上</li> <li>・りん酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕（現物） 0.2%以上</li> <li>・加里全量〔K<sub>2</sub>O〕（現物） 0.1%以上</li> </ul>						

品目分類	品目名	判断の基準等												
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)	<p>【判断の基準】以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物の含有率（乾物）35%以上</li> <li>・炭素窒素比〔C/N比〕20以下</li> <li>・pH8.5以下</li> <li>・水分50%以下</li> <li>・窒素全量〔N〕（現物）0.8%以上</li> <li>・りん酸全量〔P2O5〕（現物）1.0%以上</li> <li>・アルカリ分（現物）15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</li> </ul> <p>備考） 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。 2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日 農林水産省告示第284号）に適合するもの。</p>												
園芸資材	ほたて貝殻を用いた肥料	<p>【判断の基準】</p> <p>① 製品に含まれる主成分が下記の数値以上であること。</p> <p>ア アルカリ分 35.0% イ アルカリ分のほか、く溶性苦土を保證するものにあつては、上記アに掲げるもののほか、く溶性苦土 1.0%</p> <p>②-1 製品に含まれるアルカリ分の含有率1.0%につき下記の数値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="882 938 1812 975"> <tr> <td>ニッケル</td> <td>0.01%</td> <td>クロム</td> <td>0.1%</td> <td>チタン</td> <td>0.04%</td> </tr> </table> <p>②-2 製品に含まれる有害成分の量は下記の数値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="882 1007 1812 1043"> <tr> <td>ニッケル</td> <td>0.4%</td> <td>クロム</td> <td>4.0%</td> <td>チタン</td> <td>1.5%</td> </tr> </table>	ニッケル	0.01%	クロム	0.1%	チタン	0.04%	ニッケル	0.4%	クロム	4.0%	チタン	1.5%
ニッケル	0.01%	クロム	0.1%	チタン	0.04%									
ニッケル	0.4%	クロム	4.0%	チタン	1.5%									
道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】 高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハイドランプを用いた道路照明施設であつて、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>												
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	<p>【判断の基準】再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p> <p>備考）「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。</p>												

品目分類	品目名	判断の基準等																														
タイル	陶磁器質タイル	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>① 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>② 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="882 628 2029 1129"> <thead> <tr> <th data-bbox="882 628 1205 703">再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th data-bbox="1205 628 1458 703">前処理方法</th> <th data-bbox="1458 628 1771 703">再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th data-bbox="1771 628 2029 703">前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="882 703 1205 778">採石及び窯業廃土</td> <td data-bbox="1205 703 1458 1129" rowspan="10">前処理方法によらず対象</td> <td data-bbox="1458 703 1771 778">廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> <td data-bbox="1771 703 2029 778" rowspan="10">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td data-bbox="882 778 1205 820">無機珪砂（キラ）</td> <td data-bbox="1458 778 1771 820">製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="882 820 1205 861">鉄鋼スラグ</td> <td data-bbox="1458 820 1771 861">アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="882 861 1205 903">非鉄スラグ</td> <td data-bbox="1458 861 1771 903">磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td data-bbox="882 903 1205 944">鋳物砂</td> <td data-bbox="1458 903 1771 944">石材屑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="882 944 1205 986">陶磁器屑</td> <td data-bbox="1458 944 1771 986">都市ごみ焼却灰</td> <td data-bbox="1771 944 2029 986">熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="882 986 1205 1027">石炭灰</td> <td data-bbox="1458 986 1771 1027">下水道汚泥</td> <td data-bbox="1771 986 2029 1027">焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="882 1027 1205 1069">廃プラスチック</td> <td data-bbox="1458 1027 1771 1069">上水道汚泥</td> <td data-bbox="1771 1027 2029 1069" rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td data-bbox="882 1069 1205 1110">建材廃材</td> <td data-bbox="1458 1069 1771 1110">湖沼等の汚泥</td> </tr> <tr> <td data-bbox="882 1110 1205 1129">廃ゴム</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	製紙スラッジ	鉄鋼スラグ	アルミスラッジ	非鉄スラグ	磨き砂汚泥	鋳物砂	石材屑	陶磁器屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	石炭灰	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	廃プラスチック	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	建材廃材	湖沼等の汚泥	廃ゴム		
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																													
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	前処理方法によらず対象																													
無機珪砂（キラ）		製紙スラッジ																														
鉄鋼スラグ		アルミスラッジ																														
非鉄スラグ		磨き砂汚泥																														
鋳物砂		石材屑																														
陶磁器屑		都市ごみ焼却灰		熔融スラグ化																												
石炭灰		下水道汚泥		焼却灰化又は熔融スラグ化																												
廃プラスチック		上水道汚泥		前処理方法によらず対象																												
建材廃材		湖沼等の汚泥																														
廃ゴム																																
建具	断熱サッシ・ドア	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○ 建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複層ガラスを用いたサッシであること。</li> <li>・ 二重サッシであること。</li> <li>・ 断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</li> </ul>																														

品目分類	品目名	判断の基準等
製材等	製材	<b>【判断の基準】</b> ① 間伐材、林地残材又は小径木であること。 ② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 <b>【配慮事項】</b> 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、林地残材及び小径木は除く。
	集成材 合板 単板積層材	<b>【判断の基準】</b> ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② ①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 <b>【配慮事項】</b> 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

- 備考
- 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。
  - 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
  - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
  - 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

品目分類	品目名	判断の基準等
フローリング	フローリング	<b>【判断の基準】</b> ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 <b>【配慮事項】</b> 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

- 備考
- 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
  - 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
  - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
  - 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

品目分類	品目名	判断の基準等
再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>① 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>② 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③ 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。

2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

品目分類	品目名	判断の基準等
ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>

備考) JISA5705(ビニル系床材)に規定されるビニル系床材の種類で記号PFに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。



品目分類	品目名	判断の基準等
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>① オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>② ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p> <p>③ 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>④ 断熱材のうちグラスウール又はロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。</li> <li>・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。</li> </ul> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>（備考）再生資源利用率における「原材料」とは、基材部分とする。</p>
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】</p> <p>○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p>

備考) 判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種別	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
	相数	定格周波数 定格容量		
油入変圧器	単相	50Hz	$E = 15.3 S^{0.696}$	
		60Hz	$E = 14.4 S^{0.698}$	
	三相	50Hz	500kVA以下	$E = 23.8 S^{0.653}$
			500kVA超	$E = 9.84 S^{0.842}$
		60Hz	500kVA以下	$E = 22.6 S^{0.651}$
			500kVA超	$E = 18.6 S^{0.745}$
モールド変圧器	単相	50Hz	$E = 22.9 S^{0.647}$	
		60Hz	$E = 23.4 S^{0.643}$	
	三相	50Hz	500kVA以下	$E = 33.6 S^{0.626}$
			500kVA超	$E = 24.0 S^{0.727}$
		60Hz	500kVA以下	$E = 32.0 S^{0.641}$
			500kVA超	$E = 26.1 S^{0.716}$

備考)

- 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
- 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
- E及びSは、次の数値を表すものとする。  
E：基準エネルギー消費効率（単位：W）  
S：定格容量（単位：kVA）
- 表の規定は、日本電機工業会規格1482及び1483に規定する準標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10(モールド変圧器にあつては1.05)を乗じた式として取り扱うものとする。
- エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第61号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。  
2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.10
冷凍能力が186kW以上	1.15

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】① 氷蓄熱槽を有していること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ 冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
- 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。
- ① 氷蓄熱ユニット
- $$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW}\cdot\text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW}\cdot\text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW}\cdot\text{h)}}$$
- ② 氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー 成績係数＝日量蓄熱利用冷房効率
- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。
- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。
- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

別表2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

別表3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②成績係数が表1又は表2に示された区分の数値以上であること。

備考) 判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

表1 JIS適合機種

区 分	期間成績係数 (APF)
冷房能力が28kW以上35kW未満	1.67以上
冷房能力が35kW以上	1.86以上

表2 JIS適合外機種

区 分	一次エネルギー換算成績係数 (COP)
冷房能力が28kW以上67kW未満	1.33以上
冷房能力が67kW以上	1.23以上

※期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1による。

- 1) 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP : 一次エネルギー換算成績係数

C<sub>c</sub> : 冷房標準能力 (単位 : kW)

E<sub>gc</sub> : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)

E<sub>ec</sub> : 冷房消費電力 (単位 : kW) を1 kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

C<sub>h</sub> : 暖房標準能力 (単位 : kW)

E<sub>gh</sub> : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)

E<sub>eh</sub> : 暖房消費電力 (単位 : kW) を1 kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

- 2) 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B 8627-2 又は B 8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。  
3) 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	送風機	【判断の基準】高効率モーターが使用されていること。 備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。 2 適用範囲は、定格電圧200V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。
品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	ポンプ	【判断の基準】高効率モーターが使用されていること。 備考) 1 高効率モーターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。 2 適用範囲は、定格電圧200V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする

品目分類	品目名	判断の基準等
配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。</li> <li>・ 建物屋内の通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。</li> </ul> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>

備考) 「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用及び建物屋内の通気用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

品目分類	品目名	判断の基準等
衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	水洗式大便器	【判断の基準】 洗浄水量が10.5L/回以下であること。

備考) 判断の基準の対象とする「水洗式大便器」は、洋風便器とする。

品目分類	品目名	判断の基準等			
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	<p>【判断の基準】 再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>古紙パルプ</td> </tr> </table> <p>【配慮事項】 再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
廃プラスチック					
古紙パルプ					

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 3

【建設機械】

品目名	判断の基準等						
排出ガス対策型 建設機械	【判断の基準】 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表 1 に掲げる値以下のものであること。						
	別表 1	対象物質(単位)出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	
		7.5~15kW未満	2.4	12.4	5.7	50	
		15~30kW未満	1.9	10.5	5.7	50	
		30~272kW以下	1.3	9.2	5.0	50	
	備考) 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。						
低騒音型建設機械	【判断の基準】 建設機械の騒音の測定値が別表 2 に掲げる値以下のものであること。 (別表 2)						
	機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	
	ブルドーザー	P < 55	102	オールケーシング掘削機	P < 55	100	
		55 ≤ P < 103	105		55 ≤ P < 103	104	
		103 ≤ P	105		103 ≤ P < 206	105	
			206 ≤ P		107		
	バックホウ	P < 55	99	アースドリル	P < 55	100	
		55 ≤ P < 103	104		55 ≤ P < 103	104	
		103 ≤ P < 206	106		103 ≤ P	107	
		206 ≤ P	106				
	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	さく岩機 (コンクリートブ レーカー)		106	
		55 ≤ P < 103	104		ロードローラー タイヤローラー	P < 55	101
		103 ≤ P < 206	107			55 ≤ P	104
		206 ≤ P	107				
	トラクターショベル	P < 55	102	振動ローラー			
		55 ≤ P < 103	104		コンクリートポンプ (車)	P < 55	100
		103 ≤ P	107			55 ≤ P < 103	103
				103 ≤ P	107		
	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	コンクリート圧砕機	P < 55	99	
		55 ≤ P < 103	103		55 ≤ P < 103	103	
103 ≤ P < 206		107	103 ≤ P < 206		106		
206 ≤ P		107	206 ≤ P		107		
バイプロハンマー		107	アスファルトフィニッシャー	P < 55	101		
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98		55 ≤ P < 103	105		
	55 ≤ P < 103	102		103 ≤ P	107		
	103 ≤ P	104	コンクリートカッター		106		
アースオーガー	P < 55	100	空気圧縮機	P < 55	101		
	55 ≤ P < 103	104		55 ≤ P	105		
	103 ≤ P	107	発動発電機	P < 55	98		
			55 ≤ P	102			

表 4

## 【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。</p>
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>① 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>② 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。</p>
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。</p> <p>備考） アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。</p>
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。</p> <p>ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。</p>

表 5

【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。</p> <p>備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。</p>
舗装	透水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。</p> <p>備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。</p>
屋上緑化	屋上緑化	<p>【判断の基準】</p> <p>① 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。</p> <p>② ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 屋上緑化に適した植物を使用するものであること。</p> <p>② 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p> <p>備考) 建物の屋上等において設置するものとする。</p>



1.9 役務

(1) 省エネルギー診断

表 1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士（熱、電気）
建築設備士

表 2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 印刷

表 1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙 【加工紙】樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	－ 【加工紙】色紙（青または色の薄いもの）／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	－ 【加工紙】色紙（赤、緑、黄または色の濃いもの）／ファンシーペーパー（表紙用等の特殊紙）／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	－ 【加工紙】捺染紙、昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	凸版インキ・平版インキ・スクリーンインキ全般 グラビアインキ溶剤型、フレキソインキ溶剤型 【特殊インキ】リサイクル対応型UVインキ（ハイブリッドUVインキ）／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性） 【特殊加工】OPニス	－ グラビアインキ水性、フレキソインキ水性 【特殊インキ】UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCRインキ／UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	－ 【特殊インキ】感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	－ 【特殊インキ】昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
③加工資材	【製品加工】製本用針金、ホッチキス等／リサイクル対応型ホットメルト（難細裂化EVA系ホットメルト／PUR系ホットメルト／水溶性のり） 【表面加工】光沢コート（ニス引き、プレスコート） 【その他加工】リサイクル対応型シール	【製品加工】製本用糸／EVA系ホットメルト 【表面加工】光沢ラミネート（PP貼り）／UVコート、UVラミネート／箔押し 【その他加工】シール（リサイクル対応型を除く）	【表面加工】クロス貼り 【その他加工】立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	
④その他	－	【異物】粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

表2 資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日						
御中						
件名： _____						
〇〇印刷株式会社						
印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	分類	製造元・銘柄名	備考	
用紙	本文	○	紙へリサイクル可	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	○	紙へリサイクル可	アート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	○	紙へリサイクル可	アート紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	—	—			
インキ		○	紙へリサイクル可	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
		—	—			
加工	製本のり	—	—			
	表面加工	○	紙へリサイクル可	OPニス	〇〇化学／〇〇	
その他		—	—			

↓

リサイクル対応		判別
Aランクの材料のみ使用	紙へリサイクル可	○
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙へリサイクル可	
CまたはDランクの材料を使用	紙・板紙へリサイクル不可	

(3) 自動車整備

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

## 庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—			○
	デマンドの状況により手動によるこまめな調節	随時実施	—			○
	進相用コンデンサによる力率管理の徹底（手動の場合）	随時実施	—	○		
照明設備	作業スペースの過剰照明、窓際の間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		○	
	廊下・ホールの消灯、間引きの徹底	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		○	
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	—		○	
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	適宜実施			○
	昼休みの消灯	毎日実施	—		○	
	残業時間帯における部分消灯、場所の集約化	毎日実施	—		○	
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—		○	
	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	定期的なランプ交換の実施	1回／2～3年	1回／2～3年			○
	間仕切りの取り止め	適宜実施	—		○	
	OAルーバーの取り止め	適宜実施	—		○	
	機の配置、作業個所の適正化	適宜実施	—		○	
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施			○
	局部照明の採用	随時実施	—		○	
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—		○	
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転間引き	毎日実施	—			○
	階段利用の促進	毎日実施	—		○	
	停止階の間引き	毎日実施	—			○
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	—		○	

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
給排水・衛生設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施		○	
	夏期における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間適宜実施			○
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	使用上、支障の無い範囲で給水・給湯の分岐バルブを絞込み	適宜実施	適宜実施			○
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施	○		
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	適宜実施	適宜実施			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	ファンベルトの点検・交換	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
熱源・空調設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施		○	
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化	毎日実施	季節ごとに実施	○		
	季節毎・室内負荷状況に応じた運転方法の最適化	週1回以上実施	季節ごとに実施			○
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止の励行	毎日実施	—	○		
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取り止め	季節・外気温に応じ実施	—			○
	温湿度センサの取付位置の適正化	適宜実施	適宜実施	○		
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	適宜実施	適宜実施	○		
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	空室・倉庫等の空調換気の停止	適宜実施	適宜実施			○
	運転時間の短縮	毎日実施	—			○
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	—		○	
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—		○	
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	—			○
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—		○	
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施			○
個人差による衣服の調整など居室者に対する啓蒙活動の実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施		○		
夏季における屋上等への散水の実施（気化熱による打ち水効果）	当該期間外気温に応じ実施	—			○	

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施	○		
	エアフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—	○		
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	—			○
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	—			○
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—		○	
	ナイトパージの実施	季節・外気温に応じ実施	—			○
	ショートサーキットの防止	随時実施	随時実施			○
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施			○
	ダクトのエアリーク・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	全熱交換器の清掃管理	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
ゼロエネルギーバンドの最適化	毎日実施	—			○	
セントラル空調システム関連	省エネ温度管理の実施（冷水は高め、温水は低め）	毎日実施	—			○
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	—			○
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
ボイラ	空調終了30分程度前での熱源機器の停止	毎日実施	—			○
	空気比・排ガス温度等燃焼装置の最適化の実施	随時実施	随時実施			○
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	ボイラーの水質管理	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）の実施	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	○		

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	適宜実施	適宜実施	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	マンメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	○		
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施	○		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	マンメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—	○		
冷却塔	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施	○		
	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施	○		
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施	○		
ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量の最適化の実施	随時実施	—	○		
	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	断熱材の状態管理	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施	随時実施	—	○		
蓄熱槽	蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適化運転の実施	随時実施	—			○
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	—			○
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの運転最適化（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	—	○		
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—	○		

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	管理基準（例）		① 日常・定期点検	② 利用者の協力	③ 管理運用面
		常駐管理	常駐管理以外			
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	室内機のエアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—	○		
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
	エアフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	○		
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—	○		
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	○		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施			○
	冷却水薬洗の実施	年1回以上実施	年1回以上実施	○		
その他	自動販売機の節電（照明を消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—			○
	OA機器は昼休み等にスイッチをOFF	毎日実施	—		○	
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	—		○	
	省エネに必要なエネルギーデータの把握	毎日実施	月1回以上実施	○		

注：「①日常・定期点検」は日常点検・定期点検業務で実施可能な項目

「②利用者の協力」は施設利用者（入居者、来庁者）に協力を求めることにより実施可能な項目

「③管理・運用面」は設備・機器等の管理・運用面において実施可能な項目

(5) 清掃

別表1

古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「紙へリサイクル可」の印刷物（Aランクの材料のみ使用）
	「板紙へリサイクル可」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考） 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表2

古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
	紙以外
ワッペン類	
ファイルの金属	
金属クリップ類	
フィルム類	
発泡スチロール	
セロハン	
プラスチック類	
ガラス製品	
布製品	



## (6) 輸配送

別表

## 車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

<b>【点検・整備の推進体制】</b>	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
<b>【車両の適切な点検・整備】</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	点検・整備を整備業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
<b>【自主的な管理基準による点検・整備】</b>	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
<input type="checkbox"/>	燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

## (7) 旅客輸送

別表

## 車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目（旅客輸送）

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
（エア・クリーナ・エレメント関連）	
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（エンジンオイル関連）	
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（燃料装置関連）	
<input type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（排出ガス減少装置関連）	
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（その他）	
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目